

## 建設工事等の競争入札における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）について、越谷・松伏水道企業団建設工事請負等指名競争入札参加者心得（以下「指名競争入札心得」という。）第11条第5号及び越谷・松伏水道企業団建設工事一般競争入札参加者心得（以下「一般競争入札心得」という。）第12条第5号の適用基準は次のとおりとする。

### 1 指名競争入札心得第11条第5号及び一般競争入札心得第12条第5号を適用するもの。（不備な内訳書と判断し、入札を無効とするもの。）

- (1) 内訳書の全部または一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

#### 【記載すべき事項が欠けている場合の例】

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 件名、場所、入札金額または応札者の記載がない場合

#### 【記載事項に誤りがある場合の例】

- (1) 件名、場所または応札者名に誤りがある場合  
※明らかに別案件や別の場所、別の業者名が記載されている場合。軽微な誤記と認められる場合は除く。
- (2) 入札金額が電子入札システムに登録された入札金額と異なる場合
- (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (4) 内訳書の計算に誤りがある場合

### 2 指名競争入札心得第11条第5号及び一般競争入札心得第12条第5号を適用しないもの。（不備な内訳書とは判断せず、入札を有効とするもの。）

- (1) 件名、場所、応札者名の誤りが軽微であると認められる場合
- (2) メールアドレスの記載がない場合、または記載に誤りがある場合

○内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、越谷・松伏水道企業団談合情報対応要領に基づき処理する。

#### 【疑いが認められる場合の例】

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部または一部を使用していると認められる場合
- (3) その他、談合が推測される記載等がある場合

#### ○参考：

##### ①越谷・松伏水道企業団建設工事請負等指名競争入札参加者心得（抄）

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 不備な内訳書を提出した者がした入札

##### ②越谷・松伏水道企業団建設工事一般競争入札参加者心得（抄）

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 不備な内訳書を提出した者がした入札

#### 附 則

この取扱いは、平成26年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。